

## 公害等調整委員会の動き

(令和5年7月～9月)

公害等調整委員会事務局

## 1 審問期日の開催状況

月 日	期 日	開催地
7月18日	令和3年(ゲ)第5号事件・令和4年(ゲ)第2号 丹波篠山市における養鶏場等からの悪臭等被害原因裁定申請 事件 第1回審問期日	東京都
8月1日	令和4年(セ)第3号 自動車排出ガスによる大気汚染被害責任裁定申請事件 第4 回審問期日	東京都
9月5日	令和2年(セ)第8号・令和2年(ゲ)第3号 浜松市における写真スタジオからの騒音による健康被害等責 任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件 第1回審問期日	東京都
9月5日	令和3年(ゲ)第17号 札幌市における室外機等からの振動・低周波音による健康被 害原因裁定申請事件 第1回審問期日	東京都
9月19日	令和4年(セ)第1号 神奈川県大磯町におけるマンション上階からの騒音・振動に よる健康被害責任裁定申請事件 第1回審問期日	東京都

## 2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要

### 受付事件の概要

#### ○ 周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

(令和5年(ゲ)第5号)

令和5年7月5日受付

本件は、申請人に生じためまい、吐き気、頭痛、手の震えの健康被害は被申請人が操業する工場からの騒音(低周波音)によるものである、との原因裁定を求めるものです。

#### ○ 川口市における工場からの悪臭・振動・粉じんによる健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和5年(セ)第5号)

令和5年7月18日受付

本件は、申請人建物(申請人が経営する会社の事務所、工場及び自宅)の隣地で被申請人が経営する金属鑄造工場から発生する悪臭、振動、粉じん(金属粉)により、申請人は多大な精神的・身体的被害及び生活上の被害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金330万等の支払を求めるものです。

#### ○ 鎌ヶ谷市における病院の空調設備からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和5年(セ)第6号)

令和5年7月18日受付

本件は、申請人らの近隣で被申請人が運営している病院の屋上に設置されている空調設備から発生する音(定義上、いわゆる低周波音には該当しないが、非常に低い音)により、申請人らが多大な精神的・身体的被害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計660万等の支払を求めるものです。

#### ○ 町田市におけるレンタルスタジオからの低周波音及び振動による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和5年(セ)第7号)

令和5年7月18日受付

本件は、被申請人が経営するレンタルスタジオから発生する低周波音及び振動により、申請人らが多大な精神的・身体的被害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計660万等の支払を求めるものです。

#### ○ 八王子市における換気システム等からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和5年(ゲ)第6号)

令和5年7月21日受付

本件は、申請人らに日常的に生じている頭痛及び不眠症等の健康被害は、被申請人らが自宅に設置しているエコキュート、ロスガード、蓄電池、床暖房の室外機、エアコン室外機、パワーコンディショナー及び太陽光パネル設備から発生している低周波音及び高周波音等の騒音並びに振動によるものである、との裁定を求めるものです。

#### ○ 座間市における解体工事からの振動による財産被害原因裁定申請事件

(公調委令和5年(ゲ)第7号)

令和5年7月27日受付

本件は、申請人らの住居に生じた、建物基礎のクラック、駐車場の土間部分の隙間及び土間の上にあるブロックのヒビ割れ等の財産被害は、製造会社(被申請人)の手配した解体業者(被申請人)による解体工事が原因である、との裁定を求めるものです。

#### ○ 葛飾区における介護施設からの騒音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委令和5年(セ)第8号)

令和5年8月1日受付

本件は、申請人宅に隣接する被申請人が経営する介護施設の運営に伴う騒音（従業員やクリーニング業者等の車両の走行音、従業員らの話し声、従業員の業務等に伴って発生する騒音）により、申請人は著しい精神的苦痛等を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金 550 万等の支払を求めるものです。

○ **横浜市における室外機等からの低周波音による健康被害責任裁定申請事件**

（公調委令和 5 年（セ）第 9 号）

令和 5 年 8 月 1 日受付

本件は、被申請人が経営するスーパーマーケットの建物の屋外に設置し、稼働させている空調機及び冷凍・冷蔵庫の室外機から発生する低周波音により、申請人らは多大な精神的・身体的被害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計 660 万等の支払を求めるものです。

○ **渋谷区における換気設備からの騒音による健康被害責任裁定申請事件**

（公調委令和 5 年（セ）第 10 号事件）

令和 5 年 8 月 4 日受付

本件は、申請人宅の近隣で被申請人らが経営する飲食店のファンとダクトの稼働音（騒音）により、申請人が多大な精神的・心理的苦痛を被り、また、自宅において仕事に集中できなくなり収入が減少したなどとして、被申請人らに対し、損害賠償金 532 万 9296 円を連帯して支払うことを求めるものです。

○ **一宮市における工場からの粉じんによる財産被害原因裁定申請事件**

（公調委令和 5 年（ゲ）第 8 号事件）

令和 5 年 8 月 29 日受付

本件は、申請人ら各自宅の屋根等が錆びつく、自動車に鉄粉が付着する、エアコン等の家電製品

が故障する等の被害が生じたのは、被申請人が所有する工場から飛散する粉じん（鉄粉）によるものである、との裁定を求めるものです。

**終結事件の概要**

○ **大田区における飲食店からの騒音・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件**

（公調委令和 3 年（セ）第 9 号事件）

① **事件の概要**

令和 3 年 12 月 7 日、東京都大田区の住民 2 人から、隣接する飲食店運営会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人が経営する飲食店から、定休日を除き早朝より深夜まで、空調機・換気扇の稼働による騒音及び厨房等の片付け作業や客声による騒音並びに調理時に臭気を発生させていることから、申請人らは騒音及び臭気対策のため、エアコンや空気清浄機の設置等を行ったが十分な効果が得られず、申請人 A は体調を崩して入退院を繰り返すなどの健康被害を被っているなどとして、被申請人に対し、損害賠償金合計 355 万 736 円の支払を求めたものです。

② **事件の処理経過**

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が経営する飲食店からの騒音及び臭気と申請人 A に生じた健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 2 人を選任するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1 回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和 5 年 7 月 5 日、本件申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

## 公害等調整委員会の動き

- 越谷市におけるガソリンスタンド建設に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件  
(公調委令和4年(ゲ)第6号事件)

### ① 事件の概要

令和4年5月25日、埼玉県越谷市の住民1人から、石油製品販売会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人が所有している居宅及び工房等に生じたクラック、隙間、傾き等の家屋被害は、当該居宅及び工房等の隣地に所在する被申請人運営のガソリンスタンドが建設されたことによって生じた地盤沈下が原因である、との裁定を求めたものです。

### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人運営のガソリンスタンドが建設されたことによって生じた地盤沈下と当該居宅及び工房等に生じた家屋被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めましたが、令和5年7月25日、本件申請について、上記建設に係る工事は被申請人が行ったものではなく、当事者の一方の行為に因り被害が生じたことについて争いがあるとはいえないなどと判断し、本件申請を不適法なものとして却下するとの決定を行い、本事件は終了しました。

- 周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件  
(公調委令和5年(ゲ)第5号事件)

### ① 事件の概要

令和5年7月5日、山口県周南市の住民1人から、隣接する工場の操業者を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じためまい、吐き気、頭痛、手の震えの健康被害は被申請人が操業する工場からの騒音(低周波音)によるものである、との原因裁定を求めたものです。

害は被申請人が操業する工場からの騒音(低周波音)によるものである、との原因裁定を求めたものです。

### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、原因裁定をすることが相当でないと認められることから、令和5年8月29日、公害紛争処理法第42条の27第2項で準用する第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定をし、本事件は終了しました。

- 銚田市における給湯機等からの低周波音による健康被害・振動被害原因裁定申請事件  
(公調委令和3年(ゲ)第10号・令和5年(調)第8号事件)

### ① 事件の概要

令和3年8月27日、茨城県銚田市の住民1人から、隣接する住民を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じた頭痛、吐き気、耳鳴り等の健康被害及び申請人宅に生じた振動被害は、被申請人が設置したヒートポンプ給湯機等から低周波音を発生・拡散させたことによるものであり、また、振動被害が悪化したのは、被申請人がアルミ塀を立てたことによるものである、との裁定を求めたものです。

### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が設置したヒートポンプ給湯機等からの低周波音と申請人に生じた頭痛等の健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するとともに、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、本件につ

いては当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和5年6月23日、公害紛争処理法第42条の33の規定により準用する同法第42条の24第1項により職権で調停に付し（公調委令和5年（調）第8号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。同日、第1回調停期日を開催しましたが、当事者の主張や考え方に隔たりが大きく、今後調停を継続しても当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し、令和5年7月7日、調停を打ち切り、同年9月12日、本件申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

○ 木更津市における飲食店等からの騒音による財産被害等職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件

（公調委令和5年（リ）第1号事件）

① 事件の概要

木更津市における飲食店等からの騒音による財産被害等職権調停事件は、被申請人らの店舗からのカラオケ騒音及び同店舗外での客の騒擾等により、申請人Aは、同店舗近隣の賃貸用建物の家主としてこれらの行為の仲裁に追われ、まともな休日をとれず、不安抑うつ状態になり、生活に支障を来し、肉体的・精神的・金銭的苦痛を受けているとするとともに、申請人ら所有賃貸用建物も、退去者が出るなどの被害を受けており、空室期間の財産的損害と精神的苦痛を受けているとして、被申請人らに対し、連帯して、申請人Aに対し1500万円、Bに対し400万円、Cに対し200万円、Dに対し270万円の損害賠償金の支払を求めた事件について、職権で調停に付し（平成27年（調）第3号事件）、平成27年5月29日、調停が成立した事件です。

令和5年2月14日、前記調停事件の申請人らから、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出がありました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに主任委員を任命し、手続を進めましたが、令和5年9月12日、申出人らから申請を取り下げの旨の申出があり、本事件は終結しました。

○ 丹波篠山市における養鶏場等からの悪臭等被害原因裁定申請事件

（公調委令和3年（ゲ）第5号事件・令和4年（ゲ）第2号事件）

① 事件の概要

令和3年4月26日、兵庫県丹波篠山市で養鶏場を営む住民1人から、申請人所有の鶏舎及び農地近隣に居住する住民3人並びに鶏舎所在地の住民によって構成される自治会を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。被申請人らが訴える悪臭・騒音その他生活被害は、申請人の事業活動に起因するものではない、との裁定を求めたものです。

その後、令和4年1月31日、申請人により裁定を求める事項が変更されました（被申請人らの訴える、被申請人ら各自宅、本件鶏舎付近公道での悪臭及び騒音被害は、換気扇や餌やり機の稼働、鶏糞（けいふん）等の搬出その他本件鶏舎における申請人の事業活動によるものではない、との裁定を求める。）。

一方、令和4年2月21日、上記被申請人らである住民3人及び自治会から、上記申請人である養鶏場を営む住民1人を相手方（被申請人）として、被申請人らに生じた①平成31年1月以降の悪臭被害は、申請人の鶏舎及びその周辺の鶏糞又は同所から搬出された鶏糞によるものであること、②平成31年1月以降の騒音被害は、申請人の鶏舎及びその周辺における申請人の事業活動に伴う換気扇、給餌機、車両、重機

## 公害等調整委員会の動き

等の稼働によるものであること、との裁定を求める申請があり（公調委令和4年（ゲ）第2号事件）、同年3月17日、これらを併合して手続を進めることを決定しました。

### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、兵庫県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人らが訴える悪臭等被害と申請人の営む事業活動との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施したほか、1回の現地審問期日を開催するなど、手続を進めた結果、令和5年9月14日、申請人の申請については、申請の一部を認容、一部を却下、被申請人らの申請については、申請の一部を棄却、一部を却下するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

## 3 土地利用調整に関する受付・終結事件の概要

### 受付事件の概要

- 岐阜県本巣市曾井中島字南原地内の砂利採取計画変更不認可処分に対する取消裁定申請事件（公調委令和5年（フ）第1号）

令和5年9月11日受付

申請人が、岐阜県知事（処分庁）に対し、岐阜県知事が行った砂利採取計画の変更申請（採取期間の延長）に対する不認可処分について、取消しを求めて不服裁定を申請したものです。